

## 宇部市災害応急協力業者登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、災害発生の中動期において、宇部市が実施する災害応急工事に、速やかに協力できる業者を登録することにより、市民の生命及び財産を守る体制を強化することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 災害応急工事

市が管理する道路、河川について、自然災害によって市民の生命、財産及び安全な市民生活を脅かす状況が発生、またはそのおそれがある場合において、緊急に機能を回復し、または障害を除去するため、市が発注する必要かつ最低限の工事をいう。

#### (2) 災害応急協力業者

次条に定める要件を満たす業者として登録するものをいう。

### (登録要件)

第3条 市長は、迅速確実に協力する意思を持つ事業者のうち、次の各号に定める要件をすべて満たすものを災害応急協力業者として登録する。

- (1) 宇部市建設工事等競争入札参加資格を有していること。
- (2) 市長から災害応急工事の施工依頼を受けた場合において、1時間以内を目処に2名以上の人員を確保できること。
- (3) 市長から災害応急工事の施工依頼を受けた場合において、ダンプトラック、バックホウ等の建設機械を常備し、又は1時間以内を目処に手配可能なこと。
- (4) 市内業者（宇部市内に本店があること。）であること。

### (登録申請の方法)

第4条 登録申請の方法は次のとおりとする。

- (1) 登録を申請する窓口は、土木建設部土木河川課（以下、「登録窓口」という。）とする。
- (2) 登録申請受付の告知は、宇部市公式ウェブサイト（以下、「公式サイト」とい

- う。)に掲載し行うものとする。
- (3) 登録の申請をしようとするものは、宇部市災害応急協力業者登録申請書(様式第1号)を登録窓口へ提出するものとする。
- (4) 市長は、前号により提出された登録申請書の資格審査を行い、登録要件に合致したものに宇部市災害応急協力業者登録証(様式第2号)(以下、「登録証」という。)を交付する。
- (5) 登録した災害応急協力業者の名簿(以下、「協力業者名簿」という。)は、公式サイトにおいて公開する。

#### (登録の有効期間)

- 第5条 登録の有効期間は、登録証の交付日から宇部市の競争入札参加資格を有する日までとする。
- 2 登録証の交付を受けたもののうち、入札参加資格の更新により引き続き入札参加資格を得たものは、併せて災害応急協力業者登録の更新を行ったものとみなし、登録の効果は継続する。

#### (施工依頼手続き)

- 第6条 市長は、原則、協力業者名簿から選定した業者に対し、災害応急工事の施工を災害応急工事施工依頼書(様式第3号。以下「依頼書」という。)により依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で指示し、事後速やかに依頼書を作成し、相互に確認するものとする。

#### (災害応急工事の施工)

- 第7条 災害応急協力業者は、前条の依頼があったときは、災害応急工事を速やかに施工しなければならない。ただし、施工途中で二次災害の危険が生じたとき又はそのおそれがあると判断したときは直ちに工事を中止し、作業従事者及び付近住民への危険回避措置を行うとともに、工事担当課に連絡し、指示を仰がなければならない。

#### (経費の負担)

- 第8条 災害応急工事に要した費用(以下「経費」という。)は市が負担するものとする。
- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、協議の上、定めるものとする。

(登録の変更及び取消し)

第9条 第3条に規定する登録要件を満たさなくなったとき、市長は、宇部市災害  
応急協力業者登録取消通知書(様式第4号)により登録を取り消すものとする。

2 災害応急協力業者は、登録内容に変更が生じたとき又は登録の取り消しを希望  
するときは、宇部市災害応急協力業者登録変更・廃止届出書(様式第5号)を登  
録窓口に提出する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市  
長が別に定める。

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月6日から施行する。